ラリー競技開催規定
細則：第１種アベレージラリー開催規定

2006年 3月28日制	定	2010年11月25日改	正	2017年 7月27日改	正
2006年 6月 1日施	行	2011年 1月 1日施	行	2018年 1月 1日施	行
2007年 8月 1日改	正	2012年 7月26日改	正	2020年 7月30日改	正
2008年 1月 1日施	行	2013年 1月 1日施	行	2021年 1月 1日施	行
2008年 7月31日改	正	2014年11月27日改	正	2021年 7月28日改	正
2009年 1月 1日施	行	2015年 1月 1日施	行	2022年 1月 1日施	行

ラリー競技開催規定第２条に従い、第１種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第１条　特別規則書

特別規則書には、国内競技規則４－８のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

１．競技方法
２．総走行距離
３．参加車両に搭載しなければならない備品
　１）非常用停止表示板（三角）
　２）非常用信号灯
４．クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
　１）正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
　２）参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
５．参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
　１）整備作業の監督を担当する競技役員名
　２）整備作業を行うことができる場所
　３）サービスカーの管理方法
　４）整備作業の範囲
　　（１）タイヤの交換
　　（２）ランプ類のバルブの交換
　　（３）点火プラグの交換
　　（４）Ｖベルトの交換
　　（５）各部点検増締め
　　（６）上記（１）～（５）以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第２条　参加車両

１．本競技に参加できる車両は次の通りとする。
　１）国際格式競技：ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項のグループＮまたはグループＡ規定に従った車両。
　２）国内格式競技以下：
　　（１）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＰＮ車両、ＲＦ車両、ＡＥ車両またはＦ車両。
　　なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第１章第１条総則におけるハードトップの装着は免除される。
　　（２）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）。
２．ＦＩＡまたはＪＡＦの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
３．オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。

4．外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第３条　参加確認および参加車両検査

オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
　1）ドライバーおよびナビゲーターの自動車運転免許証
　2）ドライバーおよびナビゲーターの競技運転者許可証
　3）競技参加者許可証
　4）自動車検査証
　5）自動車損害賠償責任保険証
　6）対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）
　7）臨時運行許可証（臨時運行許可申請書）※必要な場合
　8）自動車カルネおよび登録証書　※必要な場合
2．車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第２条に記載された車両規定への適合性を検査すること。
3．競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

第４条　競技の設定

オーガナイザーは、競技設定に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．組織許可申請時に設定を明らかにするため、区間距離表を提出しなければならない。区間距離表は、別掲の推奨様式に従うことが望ましい。
2．指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の制限速度を超えないように設定すること。
　山間部およびカーブの多い道路では、クルーの安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
3．参加車両の遅着を想定した指示速度を設定してはならない。
4．競技中の走行距離最長150kmごとに連続して45分以上のレストタイムを設けなければならない。ただし、150kmの範囲で１回につき10分以上合計45分以上となるよう分割することも可能であり、連続走行２時間を目安にレストタイムを設けることを推奨する。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。
5．休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
6．チェックポイントの位置とその距離の決定は安全を考慮した適切なものとすること。
7．参加車両のスタート方法は原則として、１分間隔とする。
8．競技の開催前に複数回の試走を行うこと。
9．コースの距離測定に際して、高速自動車国道等の距離表示を基準距離とすること。
10．ラリー競技は最終のコントロールシート提出をもって終了とする。
11．特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第５条　競技の運営

オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。

1．当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
2．公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者およびクルーに伝達すること）。状況によっては参加者およびクルーに直接伝達してもよいが、この場合は参加者およびクルーから確認の署名を得ること。
3．必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも１名は競技会本部付近に待機していなければならない。
4．競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催すること。すべての参加者およびクルーはドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

５．競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、参加車両の安全を確保すること。
６．競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
７．各々のチェックポイントには２名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの１名については公認審判員資格Ｂ３級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く）
８．計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
９．競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

第６条　参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。
１．クルーは、ドライバーに加え、少なくとも１名をナビゲーターとし、当該自動車検査証の乗車定員欄に記載された定員以内であれば、競技会特別規則書に明記することにより乗車することができる。
２．ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。
　ただし、オートマチック限定（ＡＴ車限定）免許所持者については運転しないことを条件にマニュアル車のナビゲーターとして参加が認められる。
３．上記２．を除く乗員の最低年令は６歳とし、且つ身長は140cm以上とする。なお、乗員が20歳未満の場合、親権者または保護者から搭乗に関する同意書を取得しなければならない。
４．競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
５．一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
６．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
７．明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
８．登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
９．競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
10．失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
11．安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
12．オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
13．競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
14．整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
15．特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
16．整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
17．整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
18．オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第７条　罰則

１．参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
　１）交通事故を起こしたとき。
　２）道路交通法に違反したとき。
　３）リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
　４）走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
　５）チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。

6）車両規則違反が発見されたとき。
7）参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8）競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
9）参加者またはクルーおよび関係者間で不正行為があったとき。
10）その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
11）参加者またはクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
12）各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第８条　本規定の施行

本規定は、2022年１月１日から施行する。

以上

１種アベレージラリーの区間距離表推奨様式

<table>
<tr><th>CP/PC</th><th>コマ図</th><th>地名</th><th>道標</th><th>積算距離</th><th>区間距離（区分1）</th><th>区間距離（区分2）</th><th>区間距離（区分3）</th><th>指示速度（km／h）</th><th>所用時間（分:秒）</th><th>通過時刻（時･分･秒）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>スタート</td><td>1</td><td>Aホテル</td><td>40</td><td>0：00</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>19：31：00</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>2</td><td>B町C交差点</td><td>40</td><td>15.15</td><td>15.15</td><td rowspan="3">27.46</td><td rowspan="8">43.59</td><td rowspan="3">60分</td><td rowspan="3">60：00</td><td rowspan="3">20：31：00</td><td rowspan="3">時間走行</td></tr>
<tr><td></td><td>3</td><td></td><td>ナシ</td><td>24.64</td><td>9.49</td></tr>
<tr><td>OMCP</td><td>4</td><td>D村</td><td>ナシ</td><td>27.46</td><td>2.82</td></tr>
<tr><td></td><td>5</td><td></td><td>ナシ</td><td>40.97</td><td>13.51</td><td rowspan="5">16.13</td><td rowspan="5">28.0</td><td rowspan="5">34：34</td><td rowspan="5">21：05：34</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td></td><td>ナシ</td><td>42.35</td><td>1.38</td></tr>
<tr><td></td><td>7</td><td></td><td>ナシ</td><td>42.77</td><td>0.42</td></tr>
<tr><td></td><td>8</td><td></td><td>ナシ</td><td>43.39</td><td>0.62</td></tr>
<tr><td>1 CP</td><td></td><td>E橋</td><td>ナシ</td><td>43.59</td><td>0.20</td></tr>
<tr><td></td><td>9</td><td></td><td>ナシ</td><td>46.73</td><td>3.14</td><td rowspan="2">5.25</td><td rowspan="6">14.15</td><td rowspan="2">25.0</td><td rowspan="2">12：36</td><td rowspan="2">21：18：10</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>PC</td><td>10</td><td></td><td>40</td><td>48.84</td><td>2.11</td></tr>
<tr><td>PC</td><td>11</td><td></td><td>ナシ</td><td>49.74</td><td>0.90</td><td>0.90</td><td>3分</td><td>03：00</td><td>21：21：10</td><td>時間走行</td></tr>
<tr><td>PC</td><td>12</td><td></td><td>50</td><td>55.24</td><td>5.50</td><td>5.50</td><td>35.0</td><td>09：26</td><td>21：30：36</td><td></td></tr>
<tr><td>2CP</td><td></td><td>F駐車場</td><td>ナシ</td><td>57.74</td><td>2.50</td><td>2.50</td><td>25.0</td><td>06：00</td><td>21：36：36</td><td></td></tr>
</table>

１．ＣＰ／ＰＣ欄：チェックポイント、速度変更地点（パスコントロールポイント）、補正地点等を記入
２．コマ図欄：コマ図番号を記入
３．積算距離欄：スタートからフィニッシュまでの積算距離を記入
４．道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
５．区間距離欄：①区分１：各区間の距離を記入
②区分２：チェックポイント／速度変更地点間等の距離　を記入
③区分３：チェックポイント間の距離を記入
６．指示速度欄：チェックポイント／速度変更地点間等の指示速度または指示時間を記入
７．所要時間欄：チェックポイント／速度変更地点間等の所要時間を記入
８．通過時刻欄：１号車の通過予定時刻を記入
９．備考欄：特記事項を記入